|木国害はの穴曲め(運題を本筋囲が分)

	本国恵法の八月	生め(誄越ち首	理时进节分)	※条文参照:衆議院	HP
第一条〔天皇の地位 天皇は、 [©] に基づく。	と主権在民〕 _の ^② であり ^③ _		[©] であって、こ(の地位は、主権の存	する日本国民の総意
	及び〕 るすべての行為には、		を必要とし、	④が、その責何	任を負う。
第四条〔天皇の権能〕 (第1項の部分のみを抜粋) 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。					
 第九条〔[®]の[®]と[®]及び[®]の[®]] 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる[®]と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを[®]する。(→[®][®]) 2 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他[®] 」は、これを[®] 」しない。(→[®] の不[®] 」) 国の [®] 」は、これを認めない。(→[®] の[®]) 					
第十一条 [基本的人権] 国民は、すべて基本的人権の [®] を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、 [®]					
第十三条〔 [®]					
第十四条〔平等原則〕(第1項の部分のみを抜粋) すべて国民は、 ^⑥ であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。					
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11)	12

15)

16

14)

13)

_____ これで以上です。